

横須賀市報

号外第 10 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

上下水道企業管理規程	
◇上下水道局事務分掌規程中一部改正……………	1
◇上下水道局公文書管理規程中一部改正……………	〃
◇上下水道事業管理者の所管に係る電子署名取扱規程中一部改正……………	〃
◇上下水道局会計規程中一部改正……………	〃
◇上下水道局公金徴収事務等委託規程中一部改正……………	〃
◇横須賀市水道事業給水条例施行規程中一部改正……………	2
消防局訓令甲	
◇消防吏員服制規程中一部改正……………	〃
◇消防機械管理規程中一部改正……………	〃
教育委員会規則	
◇教育職員手当等支給規則等中一部改正……………	〃
◇教育長に委任する事務等に関する規則中一部改正……………	3
教育委員会訓令甲	
◇教育委員会専決規程中一部改正……………	〃
◇教育委員会の所管に係る公文書管理規程中一部改正……………	〃
◇横須賀市立学校県費負担教職員服務規程中一部改正……………	〃
土地開発公社公告	
◇令和 6 年度横須賀市土地開発公社事業計画について……………	4
◇令和 6 年度横須賀市土地開発公社予算について……………	〃

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第 1 号

上下水道局事務分掌規程（昭和42年横須賀市水道企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第 2 条第 2 号中「下水道施設課
水再生課」を「水再生課」に改める。

第 7 条下水道施設課の部を削り、同条水再生課の部中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同部に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 公共下水道施設（管渠等を除く。）の建設改良工事の実
施計画、設計及び施行に関すること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第 2 号

上下水道局公文書管理規程（平成21年横須賀市上下水道企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第22条中「財務部財務管理課」を「財務部財務課」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第 3 号

上下水道事業管理者の所管に係る電子署名取扱規程（令和 2 年横須賀市上下水道企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第 3 条中「別表に掲げるとおりとする」を「別に定める」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体組織認証基盤以外のものにより作成された署名符号を用いて電子署名を行う場合の職名は上下水道事業管理者とし、責任者は当該電子署名を用いる課等の課長等とする。

別表を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第 4 号

上下水道局会計規程（昭和28年水道企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第89条第 1 項中「預金振替通知書」の次に「又は自動振込み」を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第 5 号

上下水道局公金徴収事務等委託規程（平成26年横須賀市上下水道企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第 1 条中「」第33条の 2 を「。以下「法」という。）第33条の 2 において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 に、「私人」を「指定公金事務取扱者（同条第 2 項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により指定する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

第 2 条第 2 号中「委託を受ける私人（以下「受託者」という。）が」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 法第33条の 2 において準用する地方自治法第 243 条の 2 の 5 第 1 項に規定する収納に関する事務を委託することができる収入は、次に掲げるものとする。

(1) 水道料金

(2) 下水道使用料

第 3 条中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 4 条中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403 号）第26条の 4 第 1 項」を「法第33条の 2 において準用する地方自治法第 243 条の 2 第 2 項」に改める。

第 5 条から第 8 条までの規定中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 9 条中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

1 この規程は、公表の日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第19号）

附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定により同法の施行日の前日において現に従前の公金事務を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせる場合の委託については、なお従前の例による。

横須賀市上下水道企業管理規程第 6 号
横須賀市水道事業給水条例施行規程（昭和33年横須賀市水道企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。
令和 6 年 4 月 1 日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋
第18号様式添付書類に関する部分を削る。
附 則
この規程は、公表の日から施行する。

消防局訓令甲

横須賀市消防局訓令甲第 1 号
消防吏員服制規程（平成 8 年横須賀市消防本部訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。
令和 6 年 4 月 1 日
横須賀市消防長 飯 島 和 彦
別表第 1 活動服の項中
「左胸部ポケットの上に「横須賀市消防局」とオレンジ色の糸でしゅうした地色と類似色の布を縫い付ける。」を
「背部の上段に「KANAGAWA」、中段に「横須賀市消防局」、下段に「Yokosuka city fire bureau」とプリントする。」に
「左胸ポケット上部に「横須賀市消防局」とオレンジ色の糸で刺しゅうした地色と類似色の布を縫い付ける。」

改め、同表執務服の項を削り、同表冬救急服の項中「冬救急服」を「救急服」に改め、同表夏救急服の項を次のように改める。

ポ ロ シ ャ ツ	色	濃紺色
	製 式	台襟付きシャツカラーボタンダウン型とする。 左胸部にアウトポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。
	標 識	左胸ポケット上部及び背部において、上段に「横須賀市消防局」、下段に「Yokosuka city fire bureau」とプリントする。

別表第 1 ベルトの項中「ズボンと類似色」を「黒色」に改める。
別表第 2 執務服の項を削り、同表冬救急服の項中「冬救急服」を「救急服」に改め、同表夏救急服の項を次のように改める。

ポ ロ シ ャ ツ	色	
	製 式	男性と同様とする。
	標 識	

図執務服の部を削る。
図冬救急服の部中「冬救急服」を「救急服」に改め、図夏救急服の部を次のように改める。

ポ ロ シ ャ ツ



附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第 2 号
消防機械管理規程（平成27年横須賀市消防局訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市消防長 飯 島 和 彦
第 9 条の見出しを「（配置替等）」に改め、同条第 3 項中「又は返納」を「、売払い又は除却」に改める。
第17条第 1 項中「前条第 4 号」を「前条第 4 号及び第 5 号」に改める。
第26条本文中「紛失等の」を「紛失等が」に改める。
別表第 1 第 2 項中「小型水槽付ポンプ車」を「小型水槽付消防ポンプ車」に改め、同表第 6 項中「方面指揮隊車」を「方面指揮車」に改め、同表第 7 項中「指揮隊車」を「指揮車」に改め、同表第13項中「火災調査車」を「警防支援車」に改め、同表に次の 2 項を加える。
23 小型特殊車
24 重機搬送車
附 則
この規程は、令達の日から施行する。

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第 1 号
教育職員手当等支給規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡
教育職員手当等支給規則等の一部を改正する規則
（教育職員手当等支給規則の一部改正）
第 1 条 教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 号様式中「学校長名 〇〇」を「学校長名 〇〇」に改める。
（横須賀市教育委員会公告式規則の一部改正）
第 2 条 横須賀市教育委員会公告式規則（昭和27年横須賀市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項中「年月日」を「公表の年月日」に、「記入し、その印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改める。
（横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正）
第 3 条 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 1 号様式から第 3 号様式までの規定中「学校長 〇〇」を「学校長 〇〇」に改める。
第 5 号様式（表）中「小学校長 〇〇」を「小学校長 〇〇」

第7号様式中「営利企業等従事許可申請書書」を「営利企業等従事許可申請書」に、「氏名」を「氏名」に、「学校長」を「学校長」に、

第 号

営利企業等従事許可通知書

年 月 日 を

様

横須賀市教育委員会教育長 印」

「 営利企業等従事許可通知書

年 月 日 に

様

横須賀市教育委員会教育長 」

改める。

第15号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第17号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第19号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第20号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

土地開発公社公告

横須賀市土地開発公社公告第1号

令和6年度横須賀市土地開発公社事業計画を次のとおり定め
ました。

令和6年4月1日

横須賀市土地開発公社
理事長 島 内 太 郎

令和6年度横須賀市土地開発公社事業計画

横須賀市土地開発公社は、本年度において保有土地の管理等
の事業を次のとおり行うものとする。

1 用地管理事業
佐原地区文教施設建設用地

管理予定面積 10,000.31㎡

2 用地取得事業
道路改良事業による用地の取得（臨時分）

取得予定面積 225㎡

3 用地賃貸事業
馬堀海岸地区賃貸用地

賃貸予定面積 12,682.09㎡

横須賀市土地開発公社公告第2号

令和6年度横須賀市土地開発公社予算を次のとおり定めまし
た。

令和6年4月1日

横須賀市土地開発公社
理事長 島 内 太 郎

令和6年度横須賀市土地開発公社予算
（総則）

第1条 令和6年度横須賀市土地開発公社の予算は、次に定め
るところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 37,810 千円

第1項 事業収益	37,800 千円
第2項 事業外収益	10 千円
支 出	
第1款 事業費用	32,283 千円
第1項 販売費及び一般管理費	7,232 千円
第2項 事業外費用	25,051 千円
（資本的収入及び支出）	
第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	
第1款 資本的収入	13,625 千円
第1項 雑 入	13,625 千円
支 出	
第1款 資本的支出	102,890 千円
第1項 公有地取得事業費	42,890 千円
第2項 借入金償還金	60,000 千円